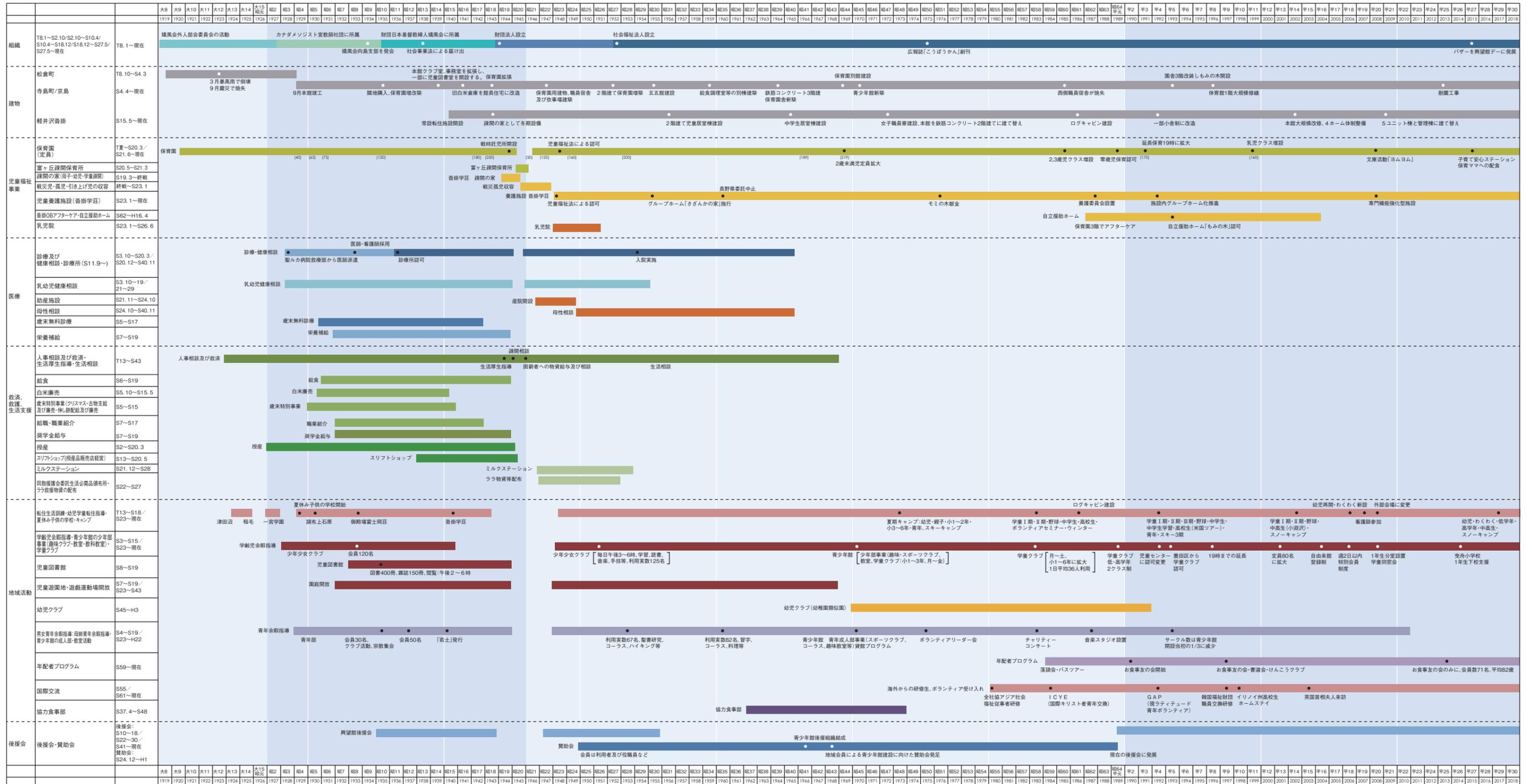


興望館略年史 1919-2019

事業の変遷と継承



日本における社会福祉事業の歴史

明治後半に産業の近代化が進むと、都市には社会的貧困が生じることが、国は国民への生活保障責任を認めない時代で、例外的にわずかな救済。多くは民間社会事業が家族扶養を受けられず窮乏する人々を救済、篤志家や宗教団体などが自己資金や寄付を集めて社会事業を展開した。

占領政策下、GHQは日本政府に非軍事化及び国の責任で国民の生活困窮を救済することを命じた。

新憲法に国民の基本的な人権と国による生活保障の責任が明記される。社会福祉法が整備され、戦後の経済復興とその後の高度経済成長を背景に、措置制度による社会福祉事業が展開、福祉国家として発展していく。入所サービスが中心の時代で、国、自治体、社会福祉法人のみが社会福祉事業を行える。施設運営に公費補助が保証された反面、国の厳しい規制を受ける。

国際障害者年を契機に障害があっても地域社会で当たり前の暮らしを継続することが重要視され、福祉は入所サービスから在宅サービス中心の時代に変化していく。

超高齢社会に向けて介護保険制度が開始、福祉業界においても多元的社会福祉事業体による競争原理の導入や、利用者が利用契約により自己責任でサービス選択を行う「社会福祉基礎構造改革」が推進される。